

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについて

1 見直しの趣旨

本県では、中小企業の活性化を県政の重要な課題に位置づけ、中小企業の振興に関する基本的な考え方などを明らかにした「神奈川県中小企業活性化推進条例」を2009(平成21)年4月に施行した。

その後、小規模企業に大きな影響を与える少子・高齢化の進展や海外との競争の激化などの社会経済情勢の変化を踏まえ、小規模企業の持続的発展をさらに推し進めるため、「神奈川県中小企業活性化推進条例」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」(以下「条例」という。)に改正し、2015(平成27)年10月に施行した。

条例は、その附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」(参考資料3参照。以下「要綱」という。)に基づき、見直し作業を行う。

2 見直しの視点

見直しは、要綱第6条に基づき、次の視点で行う。

(1) 必要性

条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか、また、県が対応しなければならない課題であるか。

(2) 有効性

条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。

(3) 効率性

条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。

(4) 基本方針適合性

条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。

(5) 適法性

条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

3 見直しの手順

見直しは、要綱第7条に基づき、次の手順で行う。

(1) 条例の制定の趣旨の確認

- ・ 条例制定時資料

 (概要)
- ・ 条例改正時資料

 (議案説明書及び新旧対照表)

(2) 直近5年間における条例の施行状況及び条例に関連する社会状況の把握

資料2-4

ア 条例の施行状況について

- ・条例の見直し
- ・中小企業・小規模企業活性化推進計画の策定
- ・計画の進行管理及び評価

イ 社会状況の推移について

- ・主な社会情勢、トピックス
- ・主な法令制定・改正
- ・主な税制改正（中小企業向け）

(3) (1)(2)の内容に基づき、「2 見直しの視点」から検討

- ・見直し調書のたたき台（事務局案 資料2-5）

(4) (3)の結果に基づき、条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

ア 中小企業・小規模企業活性化推進審議会から意見聴取（令和6年度第1回審議会 8月2日開催）

イ 関係機関、市町村へ意見照会

ウ ア、イの意見を踏まえ、令和6年度第3回定例会（産業労働常任委員会）へ見直し結果を報告